

# 学校いじめ防止基本方針

奥殿小学校

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、児童の心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、児童の人権に関わる重大な問題である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる、全ての児童に関わる問題である。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、「いじめの未然防止・早期発見」をするとともに、いじめに対し、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童の自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、本校教職員及びスクールカウンセラーを委員とする。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

### (1) 「いじめ防止対策組織」の役割

- ① 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認  
学校評価アンケートを通して学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
  - ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
  - ・ 生活アンケート（学期2回以上実施）や教育相談、学級集団適応心理検査（WEBQU）等の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ③ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
  - ・ 学校だよりを通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- ④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
  - ・ いじめが発生した場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、速やかに校内いじめ対応委員会を招集し、その後の対応について協議する。必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
  - ・ 保護者との連携を図り、対応策について十分に説明する。
  - ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の被害児童、加害児童の様子を観察し、継続的な指導・支援を行う。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

- ① 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- ② 児童生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④ 情報モラル教育を推進し、学級活動や道徳でインターネットの利用やマナーについての理解を深めるとともに、ネットいじめやオンラインゲームいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

### (2) いじめの早期発見の取組

- ① 生活アンケートと教育相談を定期的実施し（学期毎に2回以上）、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

- ② 生活アンケート実施後、個別に面談を行い、学期末には全職員による「いじめ・長期欠席対策委員会」を開き共通理解を図る。
- ③ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ④ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

### (3) ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめの加害者、被害者とならないよう情報モラル教育を継続的に推進する。
  - ・情報モラル指導計画（岡崎市学習情報部作成）の活用（各学年3時間程度）
- ② ネットの正しい利用やマナーについて保護者への啓発に努める。
  - ・携帯ゲーム機、携帯端末（スマホ、タブレットなど）利用やネット利用の危険性について資料の配付。
- ③ ネットいじめに対する教職員の意識を高める研修の実施。
  - ・学習情報主任からの最新情報の収集。
  - ・インターネット利用の危険性についての学習会の実施（随時）。

### (4) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・長期欠席対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ② 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ ネットいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

## 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

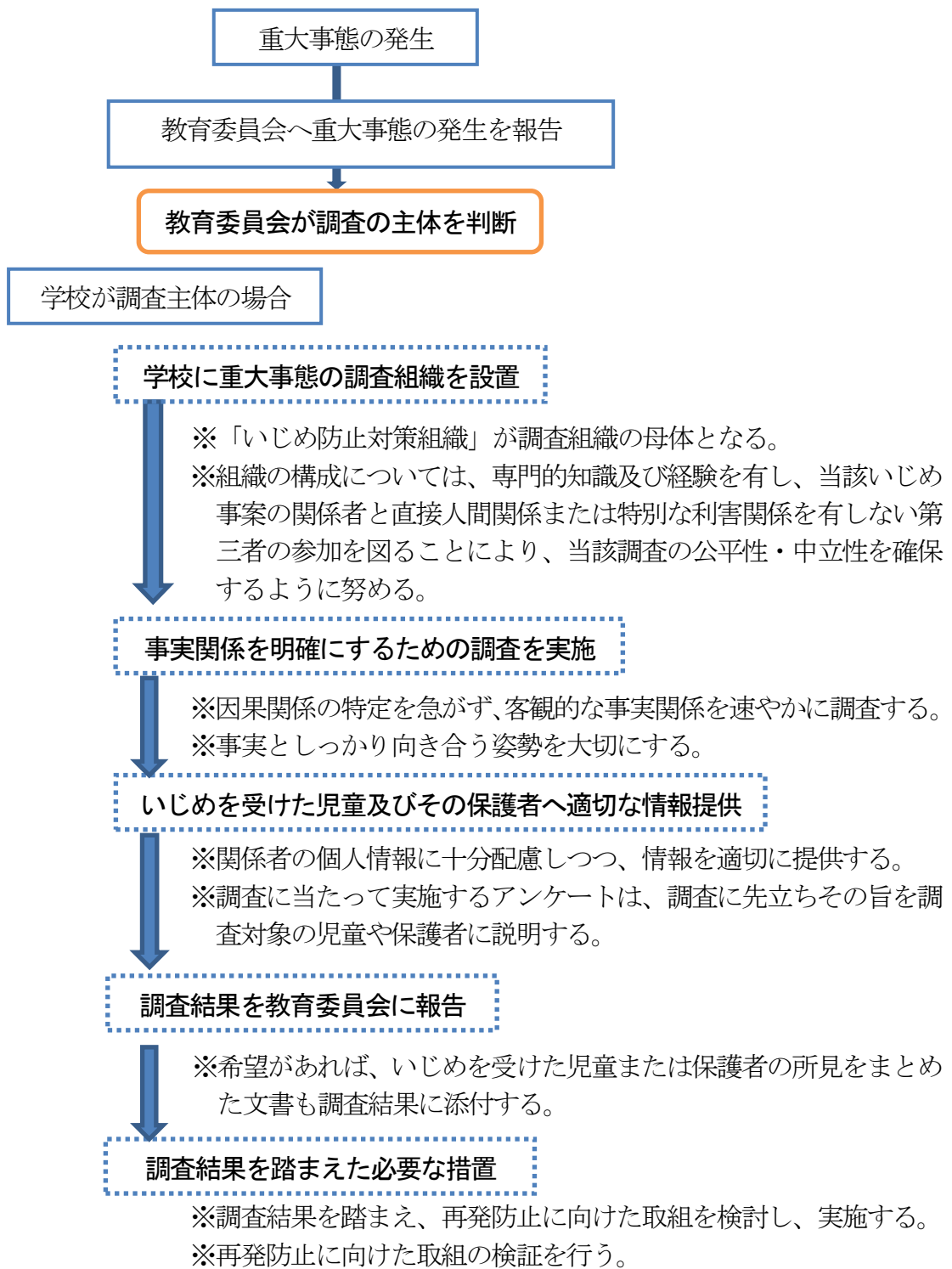
## 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施（2月）し、3学期に全職員参加による「いじめ・長期欠席対策委員会」で、いじめ防止に関する取組の検証を行う。

## 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<年間計画>

	「いじめ・長期欠席対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談方法やSCの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長） ○「わらびがり」（異年齢集団活動）	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定 ○スクールカウンセラーの相談予定を保護者に周知	○PTA総会での「学校いじめ基本方針」の説明 ○公開授業
5月		○現職研修①「児童理解と学級づくり」	○1年生と仲よくなる会 ○学級集団適応心理検査（ハイパーQUテスト） ○運動会	○生活アンケート ○教育相談週間	
6月			○学校保健委員会「メディアとの付き合い方」 ○情報モラル指導（ネットモラル） ○ふるさとクリーン作戦	○生活アンケート	○学校関係者評価委員会 学校行事・授業の公開
7月		○全教職員による「いじめ・長期欠席対策委員会」の実施		○教育相談週間	○個人懇談会
8月		○中間評価→検証			
9月			○敬老会・家族学級	○身体測定	○学校行事・授業の公開
10月		○現職研修②（ケーススタディ）	○学芸会	○生活アンケート ○教育相談週間	
11月			○ふるさとクリーン作戦		
12月		○全教職員による「いじめ・長期欠席対策委員会」の実施	○人権週間（道徳） ○赤い羽根募金活動 ○情報モラル指導（ネットモラル）	○生活アンケート ○教育相談週間	○個人懇談会 ○学校関係者評価委員会
1月			○保健指導（命の大切さ）	○身体測定	○もち花づくり（保護者による子供たちの観察）
2月		○自己評価	○情報モラル指導（ネットモラル）	○生活アンケート ○教育相談週間	○保護者への学校評価アンケート
3月		○全教職員による「いじめ・長期欠席対策委員会」の実施	○感謝の会 ○卒業生を送る会	○生活アンケート	○学校関係者評価委員会 アンケート結果の評価
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○生活アンケート ○SCによる相談		

※いじめが発生した場合は、全職員で共通理解を図り、対応していく。